



議案第三十二号

高橋地区農道舗装事業（農村地域農業構造改善事業）

計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律  
第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年参月廿四日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

一	事業の名称及び工事名	農道舗装事業（農村地域農業構造改善事業） 高橋地区農道舗装工事
二	施行場所	三朝町大字東小鹿地内
三	工事の概要	農道舗装延長一〇メートル・巾員二・五メートル アスファルト舗装
四	事業費	八五〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十九年度